

様式第2号（第10条関係）

会議結果のお知らせ

- 1 開催した会議の名称  
平成29年度第1回佐伯市建築審査会
- 2 開催日時  
平成29年7月4日（火） 午前10時00分から午前12時10分まで
- 3 開催場所  
所在地 佐伯市中村南町1番1号  
会場名 佐伯市役所本庁舎6階 第1委員会室
- 4 出席者  
審査会長 西山 巖 職務代理者 井上 一則  
委員 西村 謙司 委員 長田 忠  
委員 福島 市子 委員 菅 毅
- 5 公開、非公開の別  
公開（一部非公開）
- 6 傍聴人数  
0人
- 7 議題及び結果
  - (1) 議題
    - ア 会長及び職務代理者の選出について
    - イ 建築基準法第44条第1項第4号の規定による建築許可に係る同意について（諮問） 1件
    - ウ 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による建築許可に係る同意の会長専決案件について（報告） 6件
    - エ その他  
平成29年度九州ブロック建築審査会長会議について（報告）
  - (2) 結果
    - ア 会長に西山巖委員、職務代理者に井上一則委員が選任される。
    - イ 当該許可処分（1件）について、同意する。
    - ウ 当該会長専決同意（6件）について、西山会長から委員に報告する。
    - エ 平成29年度九州ブロック建築審査会長会議について西山会長及び事務局から委員に報告する
- 8 審議の内容  
議題アにおいて、出席委員全員一致で西山巖委員を会長に、井上一則委員を職務代理者に選任する。  
議題イにおいて、次のとおり審議があった。

- (ア) 西山会長から衛生面の審査について質問があり、事務局から許可対象建築物が道路面照度に与える影響や敷地内の排水について支障がない旨説明があった。
- (イ) 西山会長から許可対象建築物の歩廊と道路構造物のシェルターとの違いについて質問があり、事務局から説明があった。一部理解を得られない部分について、西村委員と菅委員から建築と行政の立場から補足説明があった。
- (ウ) 西村委員から道路構造物のシェルターを敷地側に伸ばせなかったのかとの質問があり、事務局から行政財産の管理の関係から道路内で処理をするのが一般的であること及びシェルターの幅の上限が 2.0 メートルであることにより現在の計画になっていると思われるとの説明があった。

#### 9 会議の資料名一覧

- (1) 佐伯市長から同意を求められた建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定による道路と敷地の関係の特例許可案件 1 件の申請書等の写し
- (2) 会長の専決処分にて同意を受けた建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の規定による道路と敷地の関係の特例許可案件 6 件の申請書等の写し
- (3) 平成 29 年度九州ブロック建築審査会長会議の配布資料の写し

#### 10 問い合わせ先

担当課 建設部建築住宅課建築指導係 電話番号 0972-22-3111 内線 487